

喜連川社会復帰促進センター等運営事業

モニタリング及び改善要求措置要領

別紙5 モニタリング及び改善要求措置要領

第1 基本的考え方

- ・ 国は、事業者が入札説明書、入札説明書に対する質問及び回答書、要求水準書、基本協定書並びに落札者が入札手続において国に提出した提案書類(以下、本別紙において「要求水準等」という。)の内容を満たすサービスの提供を行っていることを確認するため、モニタリングを実施する。
- ・ 事業者は、毎月業務日誌に基づき、月次業務報告書を作成し、国に提出するものとする。
- ・ 国は、月次業務報告書及び国が実施するモニタリングの結果、要求水準等を満たしていないと判断した場合には、「第4 PFI事業費の減額」の規定に基づいて罰則点及び減額金額を算定し、月次業務報告書が提出されてから20日以内に事業者に通知する。
- ・ 違約金は、国から事業者への毎年度のPFI事業費に所定の割合を乗じた額とする。
- ・ 減額金額は、国から事業者への四半期ごとのPFI事業費から減額するものとする。
- ・ 毎年度最終月の定期モニタリング及び毎年1月ないし3月の期間における業務履行の対価としてのPFI事業費の支払に係る手続は、国及び事業者の協議により定める。ただし、国は、当該事業費を、4月末日までに支払う。

第2 モニタリングの種類

1 日常モニタリング(事業者によるセルフモニタリング)

- ・ 事業者は、協力企業等が行う各業務の遂行状況について、毎日のモニタリングを実施し、業務日誌を作成する。
- ・ 事業者は、業務日誌に基づき、月次業務報告書を作成し、毎月末日から7開庁日以内に国に提出する。
- ・ 事業者は、上記にかかわらず、本事業の運営やサービスの提供に支障を及ぼすと思われる事態が生じた場合には、直ちに国に報告することとする。

2 定期モニタリング(国によるモニタリング)

- ・ 国は、事業者から月次業務報告書を受領後7日以内に、同報告書に基づき、施設の利用可能状況及び維持管理・運営業務の水準の確認を行う。
- ・ 国は、定期的に施設内の巡回等を行い、業務の遂行状況の確認を行う。

3 随時モニタリング(国によるモニタリング)

- ・ 国は、事業者に随時報告を求めるほか、必要に応じ、国の職員が施設の巡回等を行い事業者の業務遂行状況の確認を行う。

- ・ 国は、随時モニタリングの実施に当たり、第三者の意見を聴取することができる。また、事業が長期にわたり適切に運営されているかを評価するために、専門家等による外部評価を実施し、モニタリングの参考とすることができるものとする。

第3 モニタリングの方法

1 実施期間等

モニタリングの実施期間は、事業者が作成したモニタリング実施計画書を、国が承認した時点から事業期間の終了時までとする。また、事業期間終了時において、国は、事業者から無償で譲渡を受ける事業者管理資産が要求水準等の内容を満たしていることを確認する。

2 モニタリング実施計画書の作成

事業者は、事業契約締結後に作成する業務実施計画書等に基づいて、事業契約締結後運営開始予定日までの間で国と事業者が協議して定める期限内にモニタリング実施計画書を作成し、国に提出する。国は、モニタリング実施計画書の受領後1ヶ月以内に内容を確認し、修正を求める場合にはその旨を事業者に通知する。

モニタリング実施計画書に記載する主な内容は次のとおりである。

- ・ モニタリングの実施時期
- ・ モニタリングの実施体制
- ・ モニタリングの手順
- ・ モニタリングの内容
- ・ モニタリングの評価基準と評価手法 等

(当該評価手法をもって評価できない場合における代替的評価手法を含む。)

3 費用の負担

国が実施するモニタリングに係る費用は国が負担し、事業者のセルフモニタリングに係る費用は事業者の負担とする。

4 通知

国は、定期モニタリング及び随時モニタリングの実施後に、評価結果を10日以内に事業者に通知する。

第4 PFI事業費の減額

1 総論

国は、モニタリングの結果、事業者の提供するサービスが要求水準等の内容を満たしていないと判断された場合には、事業者に対して支払うPFI事業費を減額する。

PFI事業費の減額方法は次のとおりであるが、詳細は、事業契約締結後に、事業者の提案内容及びモニタリング実施計画書等に基づいて決定するものとする。なお、国が支払うPFI事業費は、本事業に係る事業者の提供するサービスに対して一体として支払うものであることから、PFI事業費の減額についても、減額対象を細分化することを行わない。

2 減額の種別及び減額金額

PFI事業費の減額は、次の2種類とする。

- ・事業者の債務不履行による違約金
- ・事業者の債務不履行による罰則点の蓄積に基づく減額

ただし、次のいずれかに該当する場合には、PFI事業費の減額及び罰則点の計上は行わない。

- ・やむを得ない事由により債務不履行となった場合であって、かつ、国に事前に連絡があったとき
- ・不可抗力による事由により債務不履行となったとき

また、維持管理・運営期間の当初12か月間において事業者に債務不履行があったときには、下記(1)及び(2)の規定にかかわらず、罰則点の計上のみ行うこととし、PFI事業費の減額はしない。

(1) 事業者の債務不履行による違約金

事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準等の内容を満たしていないと判断される場合において、次の事実が発生したときは、事業者は国に対し発生回数1回ごとに債務不履行による違約金を支払う。国は、原則として当該事象が発生した支払対象期間のPFI事業費からこれを相殺し、減額したPFI事業費を支払う。

	対象となる事実	違約金の算定方法
	逃走事故の発生（ただし、逃走の罪が成立した事案に限る。）	1.5%×毎年度のPFI事業費
	暴動事故の発生（ただし、受刑者が集合して施設の全部又は一部を占拠し、暴行又は脅迫をした事案に限る。）	1.5%×毎年度のPFI事業費
	施設内外（護送中を含む。）における職員、受刑者、面会人等に死亡又は重度の障害が生じる事故の発生（ただし、受刑者の自殺事故を除く。）	1.5%×毎年度のPFI事業費

対象となる事実	違約金の算定方法
火災の発生（ただし、刑務所施設に限る。）	1.5%×毎年度のPFI事業費
受刑者の自殺事故の発生（ただし、既遂事案に限る。）	0.5%×毎年度のPFI事業費
受刑者による危険物、持込制限物品の取得（ただし、受刑者が武器及び覚せい剤等の薬物を取得した場合に限る。）	0.5%×毎年度のPFI事業費
刑務所施設の保安に係る情報及び受刑者の個人情報の漏えい（ただし、悪意又は重大な過失によるものに限る。）	0.5%×毎年度のPFI事業費
国への報告義務違反（ただし、悪意又は重大な過失により、違約金及び罰則点の対象となる事実を報告しなかった場合に限る。）	1.5%×毎年度のPFI事業費
全部又は一部の業務の不履行（ただし、合理的な理由なく履行しなかった場合に限る。）	1.5%×毎年度のPFI事業費
悪意により、 から の事実を発生させようとした場合	0.5%×毎年度のPFI事業費

(2) 事業者の債務不履行による罰則点の蓄積に基づく減額

事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準等の内容を満たしていないと判断される場合において、次の事実が発生したときには、国は、罰則点を計上し、四半期ごとに累積状況に応じて計算した金額を、当該四半期のPFI事業費から相殺することとし、減額したPFI事業費を支払う。なお、罰則点が計上される事象により、国に損害が発生した場合には、PFI事業費の減額に加えて、事業者は当該損害を国に賠償する義務を負う。

ア 罰則点の対象となる事実

罰則点が計上される主な事実とは、次の事実をいい、詳細は事業契約締結後に、事業者の提案内容及びモニタリング実施計画書等に基づいて決定する。

対象業務の区分	罰則点が計上される主な事実
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・要求水準等又は運用基準に従って業務を遂行するようセンター長若しくは黒羽刑務所長又はセンター長若しくは黒羽刑務所長から指示を受けた国の職員から指示を受けたにもかかわらず、指示に従わないこと。 ・誤った指示、指導又は指示等の懈怠により、職員、受刑者又は面会人等への傷害事故の発生

維持 管理 業務	建築物保守管理業務 建築設備運転監視業務 修繕業務（大規模修繕を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・点検の懈怠，保守管理の不備等により，職員，受刑者，面会者等への傷害事故の発生 ・センター長若しくは黒羽刑務所長又はセンター長若しくは黒羽刑務所長から指示を受けた国の職員の改善指示を受けた後に 24 時間以上施設又は設備を利用できないこと(24 時間経過ごとに罰則点を積算)
運 営 業務	総務	<ul style="list-style-type: none"> ・訴訟関係書類を適切に処理しなかったことによる，国又は受刑者への損害の発生 ・文書の紛失 ・施設の保安に係る情報や受刑者の個人情報の漏えい ・領置物の紛失 ・交通事故の発生 ・センター長若しくは黒羽刑務所長又はセンター長若しくは黒羽刑務所長から指示を受けた国の職員の改善指示を受けた後に 24 時間以上備品又は消耗品等を利用できないこと(24 時間経過ごとに罰則点を積算)
	収容関連サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の未提供（100 人分について 1 時間以上遅延することにより罰則点を積算） ・食中毒の発生
	警備	<ul style="list-style-type: none"> ・保安事故の発生時に直ちに国の職員に連絡しないこと ・受刑者による危険物，持込制限物品の取得（ただし，受刑者が武器又は覚せい剤などの薬物を取得した場合を除く。）
	作業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 日 1 時間以上の刑務作業の未実施 ・ 1 日 1 時間以上の職業訓練の未実施
	教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 日 1 時間以上の教育の未実施 ・各種プログラムを実施する専門スタッフが休職又は辞職した場合に，他の専門スタッフを国に紹介しないこと（専門スタッフの休職又は辞職後，他の専門スタッフを国に紹介しない期間が 1 週間経過することにより罰則点を積算）
	医療	<ul style="list-style-type: none"> ・正確な健康診断結果の未報告 ・理学療法を実施する専門スタッフが休職又は辞職した場合に，他の専門スタッフを国に紹介しないこと（専門スタッフの休職又は辞職後，他の専門スタッフを国に紹介しない期間が 1 週間経過することにより罰則点を積算）
	分類事務支援	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリング・心理検査等の結果の未報告

イ 罰則点の積算

罰則点は各事実が 1 回発生するごとに 10 ポイント計上する。

国は、日常、定期及び随時のモニタリングにより、各月ごとの罰則点を確定する。
 なお、罰則点の計上は、四半期ごととし、翌四半期には持ち越さない。

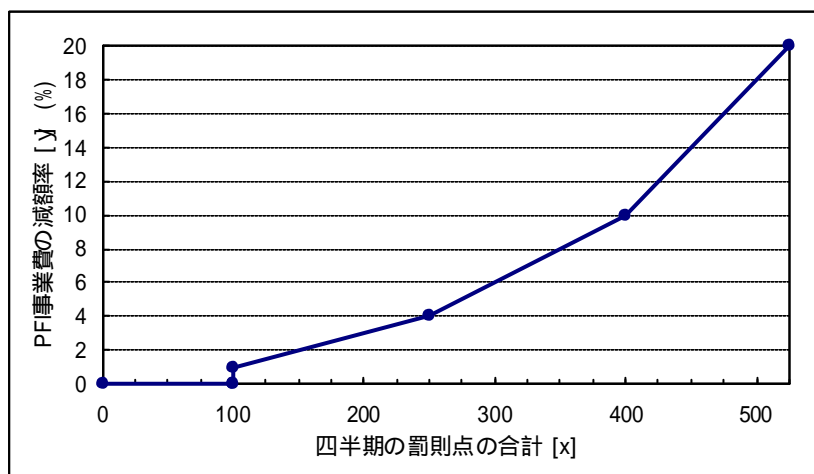
ウ 罰則点の支払額への反映

国は、毎月、事業者に罰則点を通知する。

四半期ごとの罰則点の合計を計算し、下表に従って減額率を定め、減額がある場合には、減額後の当該四半期のPFI事業費の支払額を事業者に通知する。

四半期の罰則点の合計 (x)	PFI事業費の減額率 (y)
400 以上	10%以上の減額(10ポイントにつき0.8%の減額) $y = \{0.08 \times (x - 400) + 10\} \%$
250 ~ 399	4%以上 10%未満の減額(10ポイントにつき0.4%の減額) $y = \{0.04 \times (x - 250) + 4\} \%$
100 ~ 249	1%以上 4%未満の減額(10ポイントにつき0.2%の減額) $y = \{0.02 \times (x - 100) + 1\} \%$
0 ~ 99	0% (減額なし)

罰則点とPFI事業費の減額率



エ 罰則点の軽減措置

運営開始後一定期間にわたり、違約金の支払い又は罰則点の蓄積による減額がない場合には、国は、その翌月以降の1回当たりの罰則点のポイントを、減額がない期間に応じて下表のとおり軽減することとする。ただし、この場合において、違約金の

支払いが発生したとき又は罰則点の合計が上記ウに規定する減額の対象となる水準に達したときは、国は、当該軽減措置を取り消し、その翌月より上記イに規定するポイントを適用することとする。

減額がない期間	1回当たりポイント	左記ポイントの適用期間
24ヶ月間連続	9ポイント	25ヶ月～48ヶ月
48ヶ月間連続	8ポイント	49ヶ月～60ヶ月
60ヶ月間以上連続	7ポイント	61ヶ月目以降

(3)事業者に対する措置

違約金支払義務の発生又は罰則点の蓄積に基づく減額が各四半期のPFI事業費の一定割合を超えた場合は、支払時期となっていなくとも即座に次の措置を講じる。当該措置については、維持管理・運営期間の初年度についても講じることとする。

ア 改善勧告

違約金支払義務が1回以上発生した場合又は累積罰則点が四半期中に250ポイントを超えた場合には、国は事業者に対して改善勧告を行う。

事業者は、改善勧告のあった日から14日以内に改善計画書を提出しなければならない。国が提出された改善計画が適切であると認めた場合には、事業者はこれに従い改善計画を実施する。この場合においても、罰則点は消滅しない。

イ 契約解除

違約金支払義務が3回以上発生した場合又は累積罰則点が四半期中に500ポイントを超えた場合には、事業契約を解除することができる。

(4)協力企業等に対する措置

ア 罰則点の各業務への配分

(3)とは別に、減額のための罰則点(違約金を換算した罰則点を含む。)の各業務への配分を行う。業務単位での配分が不明確な罰則点は事業者が申告し配分する。

なお、違約金は0.5%当たり10ポイントの罰則点とする。

イ 改善勧告

各業務の累積罰則点が四半期中に100ポイントを超過した場合には、国は、当該業務を担当する協力企業等に対する改善勧告を行う。

事業者は、改善勧告のあった日から14日以内に改善計画書を提示しなければならない。国が提示された改善計画書の内容が適切であると認めた場合には、事業者はこれに従い改善計画を実施する。

ウ 変更要求

国は、上記イに規定された改善計画書の内容を国が適切であると認めてその旨を書面で事業者に通知したときから30日間にわたって当該協力企業等を監視し、改善されたことが確認された場合には、当該時点で罰則点は消滅し、通常の業務を遂行する状態に戻る。改善が確認できない場合には、事業者に対当該協力企業等の変更を要求する。

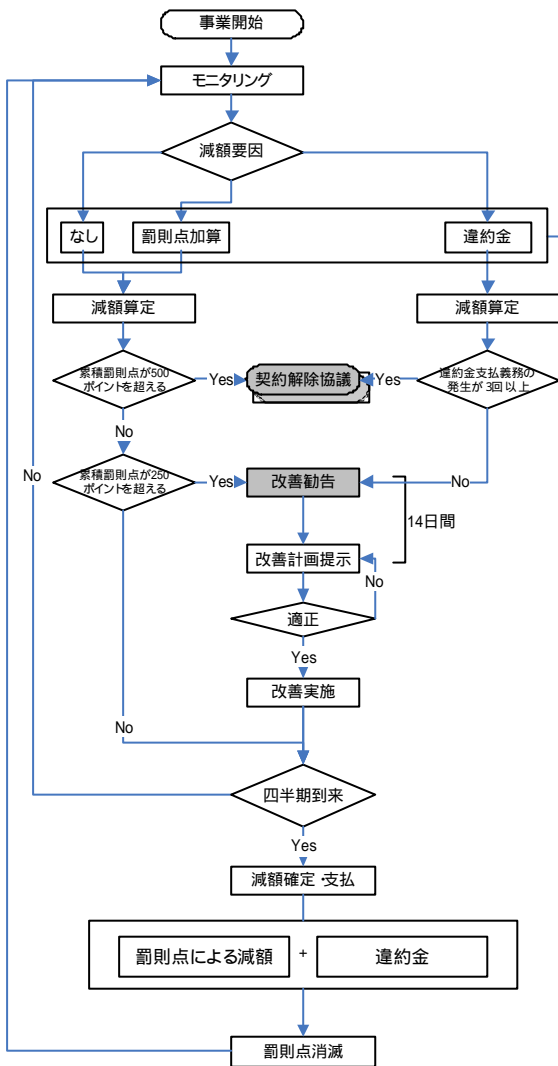
事業者は、変更要求のあった日から14日以内に変更計画書を提出しなければならない。提出された変更計画書の内容が適切であると認めた場合には、事業者は当該協力企業等を変更する。

国は90日間にわたって新たな協力企業等を監視し、改善されたことが確認された場合には、当該時点で罰則点は消滅し、通常の業務を遂行する状態に戻る。

エ 契約解除

国は当該業務において既に二度協力企業等を変更している場合には、イの手続を実施せず、契約を解除することができる。

減額にかかる手続きフロー



事業者改善 変更にかかる手続きフロー

